

公益社団法人小田原法人会 賛助(特別)会員規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人小田原法人会(以下「この法人」という。)の定款第5条の規程に定める賛助会員に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(会 員)

第2条 この法人に次の賛助会員を置く。

- (1) 法人賛助会員
- (2) 個人賛助会員

(資 格)

第3条 賛助会員は、原則として小田原税務署管内に所在する法人(管内に事業所を有する法人を含む)及び個人とする。ただし、その入会資格については、次のとおりとする。

- (1) 小田原税務署管内(以下「管内」という。)に法人とその法人の事業所が所在し、そのすべてあるいは一部が会員になろうとする場合、正会員はその法人のみとし、事業所は法人賛助会員とする。
- (2) 管内に事業所が二ヶ所以上所在し、そのすべてあるいは一部が会員になろうとする場合、正会員は一事業所のみとし、その他の事業所は法人賛助会員になることができる。
- (3) 管内に所在しない法人(管内に事業所を有しない法人を含む。)は、その法人が所在する管内の法人会に正会員として所属している場合は、法人賛助会員になることができる。
- (4) 管内に所在する法人(管内に事業所を有する法人を含む。)は、原則として前号(1)から(3)の場合を除き、法人賛助会員になることはできない。
- (5) 管内に勤務地あるいは居住地が所在する場合であっても、管内に所在する法人あるいは事業所の代表者等は、個人賛助会員になることはできない。

2 この入会資格は、前項第1号及び第2号を除き、施行日以後に入会する新規会員に適用するものとする。

(議決権)

第4条 賛助会員は、この法人の総会における議決権を持たない。

(入会及び退会)

第5条 賛助会員の入会及び退会については、定款第6条及び第9条により理事会の決議を経て別に定める入会及び退会規程によるものとする。

(会 費)

第6条 賛助会員の会費については、定款第7条により総会の決議を経て別に定める会費規程によるものとする。

(会員数)

第7条 会員数における賛助会員の扱いについては、「法人会」と称する以上、会員数は正会員及び法人賛助会員を足した数字とし、個人賛助会員は除外する。なお、会員数の対外的な公表方法については、「会員数〇〇社、個人賛助会員〇〇名」とする。

(規程の改廃)

第8条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

(その他)

第9条 この規程に定めのない事項については、理事会の決議を経て決定する。

附 則

1 この規程は、平成28年8月23日から施行する。